

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 17 号

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部改正について

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例

函館市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5
年函館市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

昭和南地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された函館圏都市計画昭和南地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
---------------	---

を

「

昭和南地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された函館圏都市計画昭和南地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
日吉 4 丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された函館圏都市計画日吉 4 丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

に

改める。

別表第 2 中

	一般住宅 B 地区	一般住宅 A 地区の項イ欄に掲げるもの	を
--	--------------	---------------------	---

	一般住宅 B 地区	一般住宅 A 地区の項イ欄に掲げるもの	
日吉 4 丁目地区地区整備計画区域	低層一般住宅 A 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅（令第 130 条の 3 に掲げるものをいう。） (3) 共同住宅，寄宿舎または下宿 (4) 幼稚園または集会所 (5) 老人ホーム，保育所，福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が 600 平方メートル以下のもの (8) 公衆電話所または令第 130 条の 4 第 1 号，第 3 号もしくは第 4 号に掲げるもの (9) 前各号の建築物に附属するもの（令第 130 条の 5 に掲げるものを除く。）	
	低層一般住宅 B 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅（令第 130 条の 3 に掲げるものをいう。） (3) 共同住宅，寄宿舎または下宿 (4) 幼稚園または集会所 (5) 老人ホーム，保育所，福祉ホームその他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 老人福祉センター，児童厚生	に

		<p>施設その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以下のもの</p> <p>(8) 公衆電話所または令第130条の4第1号、第3号もしくは第4号に掲げるもの</p> <p>(9) 法別表第2(ろ)項第2号に掲げるもの</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に掲げるものを除く。)</p>
	福祉コミュニティ地区	<p>(1) 展示場</p> <p>(2) 遊技場(マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、カラオケボックスその他これらに類するものを除く。)</p> <p>(3) 法別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p>
	沿道業務地区	<p>(1) 工場(令第130条の6に掲げるものを除く。)</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場または令第130条の6の2に掲げる運動施設</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p>

改める。

別表第5中

昭和南地区地区整備計画区域	一般住宅 A地区	180平方メートル
	一般住宅	180平方メートル

を

	B 地区	
--	------	--

昭和南地区地区整備計画区域	一般住宅 A 地区	180 平方メートル
	一般住宅 B 地区	180 平方メートル
日吉 4 丁目地区地区整備計画区域	低層一般住宅 A 地区	180 平方メートル
	低層一般住宅 B 地区	180 平方メートル
	福祉コミュニティ地区	200 平方メートル
	沿道業務地区	200 平方メートル

に

改める。

別表第 7 中

昭和南地区地区整備計画区域	一般住宅 A 地区	13 メートル
	一般住宅 B 地区	13 メートル

を

昭和南地区地区整備計画区域	一般住宅 A 地区	13 メートル
	一般住宅	13 メートル

	B 地区		に
日吉 4 丁目地区地区整備計画区域	福祉コミュニティ地区	13メートル	」

改める。

附 則

この条例は、函館圏都市計画日吉 4 丁目地区地区計画の決定に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定による告示があった日から施行する。

（提案理由）

日吉 4 丁目地区地区整備計画区域内における建築物の用途，構造および敷地に関する制限を定めるため